



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 4年 9月 6日

住 所 大分県大分市大字久土字花影184番地の64

氏 名 トーヨー木材工業株式会社

代表取締役 杉井 利博

不許複製

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 佐藤 樹一郎



許可年月日	平成27年2月12日	許可番号	大分市指令第21367号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、そ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号及び第8の2号に規定する破砕施設（固定式兼移動式） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず （ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	大分市大字屋山字西ノ平54番3 外10筆		
処理能力	廃プラスチック類 185t/日（8時間/日） 木くず 291t/日（8時間/日）		
許可の条件	破砕施設を移動式として使用する場合、産業廃棄物を排出する現場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4. 変更履歴 令和4年8月31日 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 破砕施設の更新 DW3060K → DW2268K		